



報道関係者 各位

令和8年5月28日
【照会先】
高知労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 梅原 俊明
主任地方産業安全専門官 伊勢田 文久
(直通電話) 088-885-6023

全国安全週間を7月に実施します

～ 6月1日から「全国安全週間の準備期間」がスタート～

令和7年の高知県の労働災害発生状況は、休業4日以上¹の死傷者数については、975人(前年比67人減)(新型コロナウイルス感染症²のり患による労働災害を除くと948人(前年比58人増))で、死亡災害については5人(前年比4人増)でした。令和8年においては、4月末日時点で休業4日以上¹の死傷者数が238人(前年同期比43人増)(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除くと237人(前年比57人増))となっています。今後、夏季における熱中症等によるさらなる労働災害発生³のリスクが懸念される⁴ところです。

このような状況に鑑み、高知労働局(局長 池田邦彦)では、事業者等の関係者等が、安全と健康に関する問題を深く認識し、改めて、労働者の安全と健康の確保に対する取組の決意を共有する機会として、広く安全意識の高揚を図ることを目的とした『全国安全週間』(準備期間:6月1日から30日、本週間:7月1日から7日)を実施するとともに、高知県内の各地区労働基準協会では、それぞれの事業場で取り組んでいただきたい事項などについて準備説明会を開催します(後援:各労働基準監督署)。

ポイント

1 全国安全週間の実施

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。【別添資料1-1】

高知労働局では、死亡災害の防止及び労働災害の減少を目標とする高知労働局第14次労働災害防止計画を推進するため、県内の各事業場、労働災害防止団体、発注機関などと「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズとする官民一体となった取組を実施します。【別添資料2】

令和8年度全国安全週間のスローガン

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 関係団体等に対する労働災害防止要請

令和8年の高知県内における休業4日以上之死傷災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）は前年同期を上回る状況となっており、安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一、安全パトロールによる職場の総点検の実施、及び例年6月以降8月に向け急増している熱中症について、昨年施行された改正労働安全衛生規則及び本年策定された「熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえた対策等について、全国安全週間準備期間中に関係団体等に対し労働災害防止要請を行います。

（要請の詳細については、6月に再度プレスリリースします。）

3 各地区労働基準協会が安全週間準備説明会を実施

6月2日（火）から5日（金）の期間に、当局管内の13会場において安全週間準備説明会を実施します（後援：各労働基準監督署）【別添資料1-2】

4 高知労働局長による安全パトロールを実施

7月1日～7日の安全週間中の7月1日に、労働局長による建設現場の安全パトロールを実施します。

（安全パトロールの詳細については、6月に再度プレスリリースします。）

< 添付資料目次 >

別添資料1-1 令和8年度 全国安全週間実施要綱

別添資料1-2 令和8年度 全国安全週間準備説明会日程

別添資料2 高知労働局第14次労働災害防止計画の概要

別添資料3 労働災害発生状況



「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

令和 8 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 99 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業 4 日以上之死傷災害は平成 21 年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 4 年目となる令和 8 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 8 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場等

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
 - ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
 - ② 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
 - ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - ⑤ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
 - ⑥ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - ⑦ 熱中症予防対策
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特

に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他、個人事業者等が上記 10（1）～10（3）⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

令和8年度 全国安全週間準備説明会

高知県内の各地区労働基準協会（後援：各労働基準監督署）において、全国安全週間準備説明会を次のとおり開催することとしていますので、是非ご来場ください。（入場無料です。）

～ 説明会日程 ～

高知労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月3日（水）	13時30分～	本山町プラチナセンター
6月4日（木）		いの町枝川コミュニティセンター
6月5日（金）		ちより街テラス

須崎労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月3日（水）	13時30分～	窪川四万十会館
6月4日（木）		越知町民会館
6月5日（金）		須崎市民文化会館

四万十労働基準協会

日 程	時 間	場 所
6月2日（火）	13時30分～	土佐清水商工観光会館
6月3日（水）		宿毛市総合社会福祉センター
6月4日（木）		中村地区建設協同組合会館

安芸労働基準協会

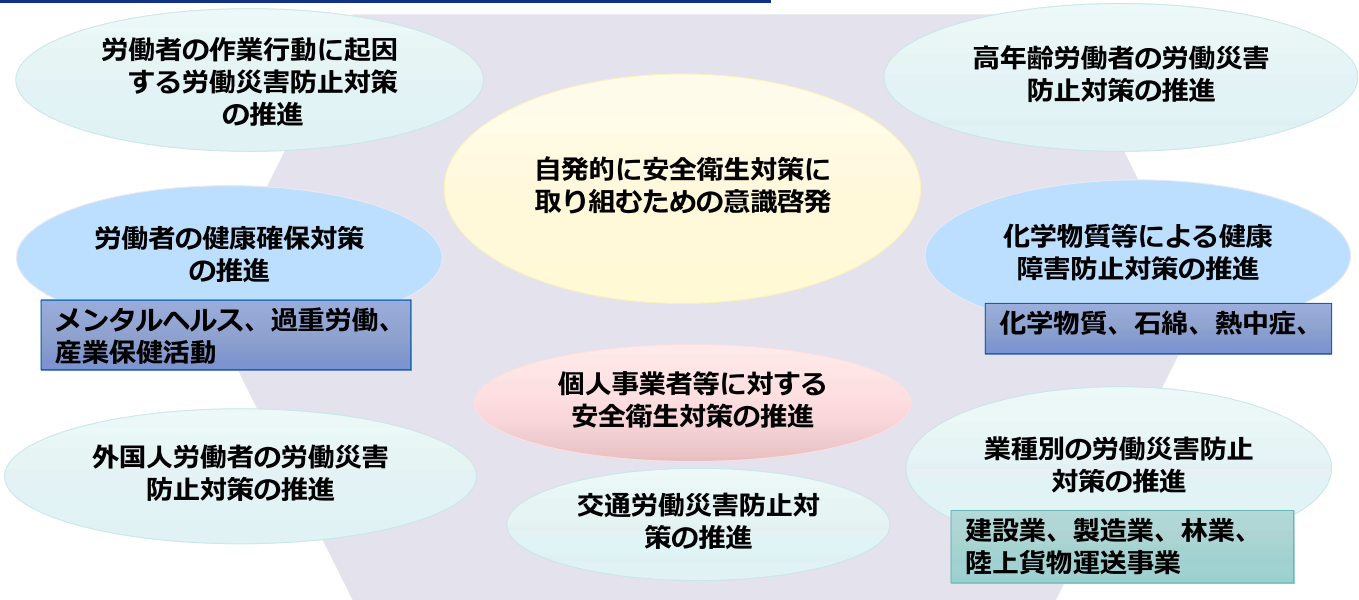
日 程	時 間	場 所
6月2日（火）	13時30分～	室戸市保健福祉センター
6月3日（水）		田野町ふれあいセンター
6月4日（木）		安芸市民会館
6月5日（金）		香南市天然色劇場

○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であることを広く周知し、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図り、安全衛生対策に取り組む意識の啓発を図る。**
- 事業場の規模、労働者の雇用形態や年齢等にかかわらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されるよう対策を推進する。**



○ 9つの重点対策



高知労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	・転倒災害について、年齢層別の災害発生割合増加に歯止めをかける。
○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳以上の労働災害について、増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者を減少させる。

死亡災害：5%以上減少させる 死傷災害：2027年までに減少させる

計画の重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されることを周知し、自発的に取り組みを進めるための意識啓発を図る。（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・すべての業種において、転倒災害対策、腰痛災害対策への取り組みを促進する。
- ・介護、看護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」等の周知啓発を行う。

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・建設業・製造業・林業・陸上貨物運送事業の業種に応じた労働災害防止対策を推進する。等

計9つの重点を定め対策を推進

高知労働局第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
②労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）、腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の歯止めをかける。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷災害の割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
③高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある60歳代以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
④業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 【建設業】墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【製造業】機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において15%以上減少させる。 ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

高知労働局第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
⑤労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上なるよう促進を図る。 ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・労働者の体力づくりへの取り組みや意識啓発を行う事業場の割合を増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあると労働者の割合を減少させる。 （指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待
⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質規制について、あらゆる機会を通じ、化学物質を製造又は取り扱う事業者に対し、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質を起因物とする死傷災害の割合を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において5%以上減少させる。 ・増加が懸念される熱中症による死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において減少させる。
⑦交通労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害による死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
⑧外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷災害発生割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
⑨個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による健康障害の防止措置について、建設工事の発注者、事業者等に対し、労働者と同様の保護措置が一人親方等の個人事業者に対しても必要なことについて周知・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> （アウトプット指標・アウトカム指標は設定しない）

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
- また、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において5%以上減少させる。
- ・休業4日以上の死傷災害については、2022年と比較して、2027年において減少させる。
- また、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において減少させる。



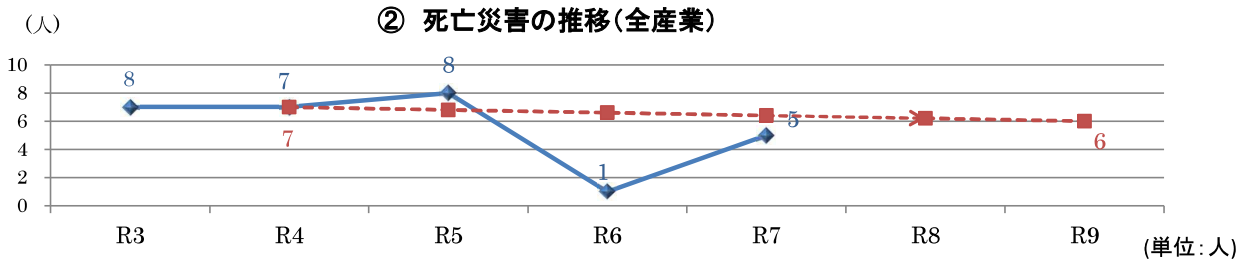
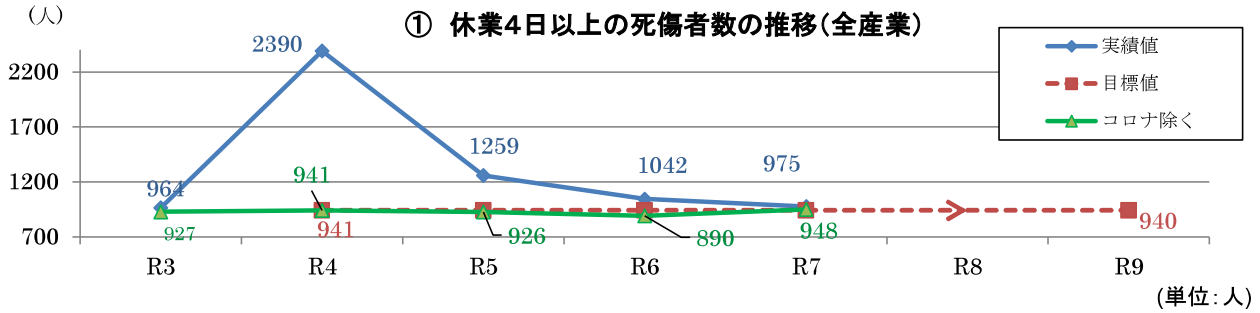
令和7年の災害発生状況(確定)

ポイント

令和7年の死傷者数は975人、前年比で67人の減少。(コロナ感染者が152人から27人に減少。)
 令和7年の死亡者数は5人(商業)となり、前年比で4人の増加となった。
 コロナ感染者を除いた死傷者数は948人となり、前年比で58人の増加となった。

【14次防計画目標】

- 重点対策(9項目)に掲げるアウトプット指標を実施することにより
 - 休業4日以上¹の死傷災害を令和9年までに減少(940人以下)させる。(令和4年比)
 - 13次防期間中の5年間と比べ、14次防期間中の5年間で減少(4,767人以下)させる。(累計)
 - 死亡災害を令和9年までに5%以上減少(6人以下)させる。(令和4年比)
 - 13次防期間中の5年間と比べ、14次防期間中の5年間で5%以上減少(42人以下)させる。(累計)

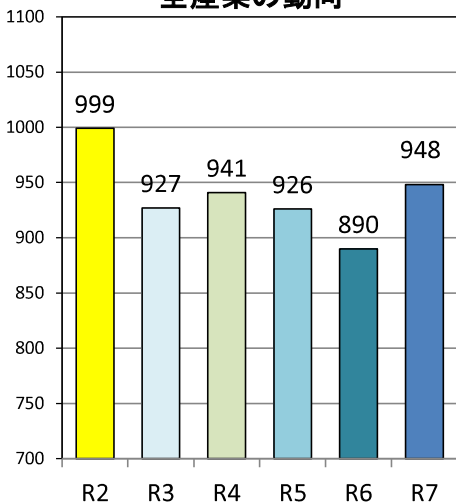


令和7年の災害発生状況(重点業種等の状況(コロナ除く))

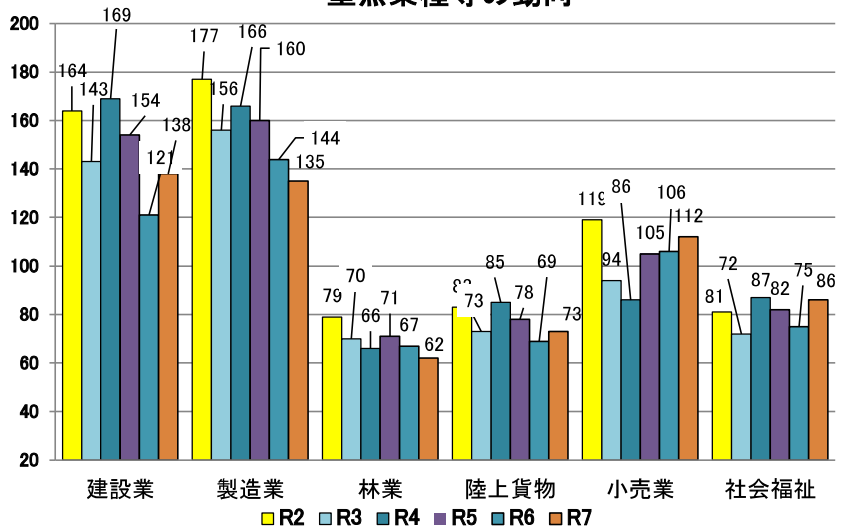
ポイント

- 対前年比で増加傾向は、建設業、陸上貨物、小売業、社会福祉。減少傾向は、製造業、林業。
- 小売業112件のうち、最も多い災害は「転倒」50件(44.6%、前年同期比1件減)、次いで「動作の反動・無理な動作」16件(14.2%、前年同期比2件減)であった。また、社会福祉86件のうち、最も多い災害は「転倒」36件(41.3%、前年同期比7件増)、次いで「動作の反動・無理な動作」32件(37.2%、前年同期比9件増)であった。
- また、増加幅の大きい建設業では、前年比で「切れ・こすれ」(11件増)、「飛来、落下」(9件増)、「動作の反動・無理な動作」(8件増)が大幅に増加している。

全産業の動向



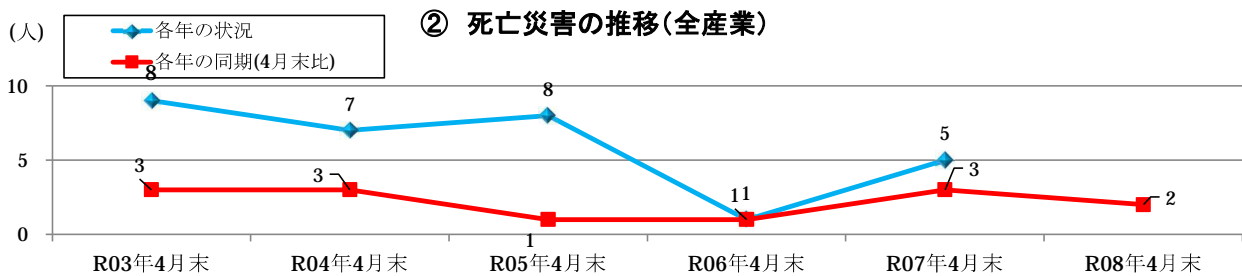
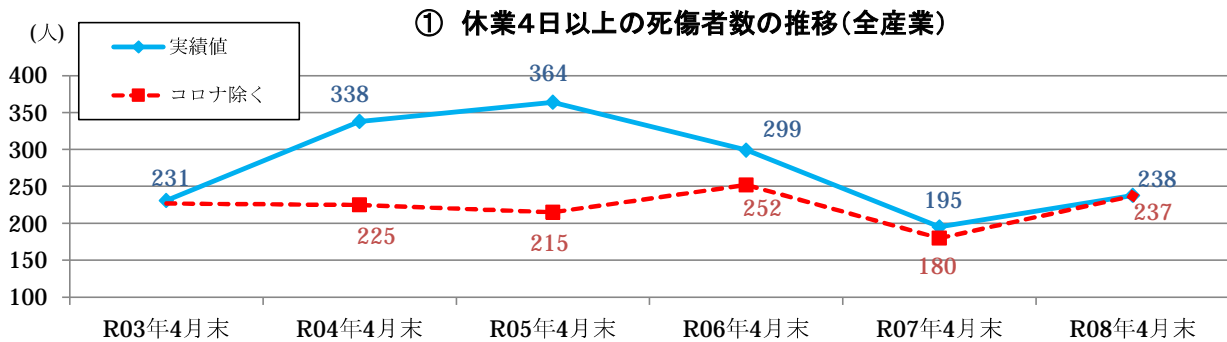
重点業種等の動向



令和8年の災害発生状況(4月末)

ポイント

- 令和8年4月末現在の死傷者数は238人、前年同期は195人であり43人の増加。
- 死傷者238人には、業務に起因するコロナ感染1人を含む（保健衛生業）。
- よって、コロナを除く死傷者数は237人で、前年同期よりも57人増加。
- 死亡災害：2人（製造業1人・第3次産業1人、前年同期1人減）

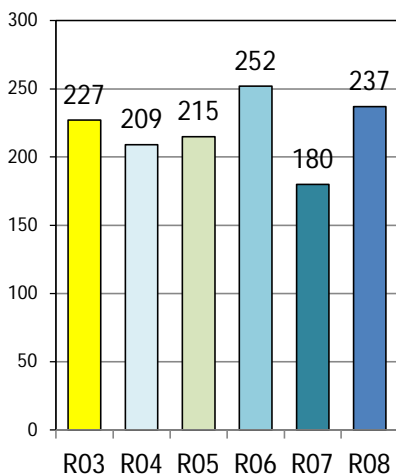


令和8年の災害発生状況(重点業種等の状況(コロナ除く))

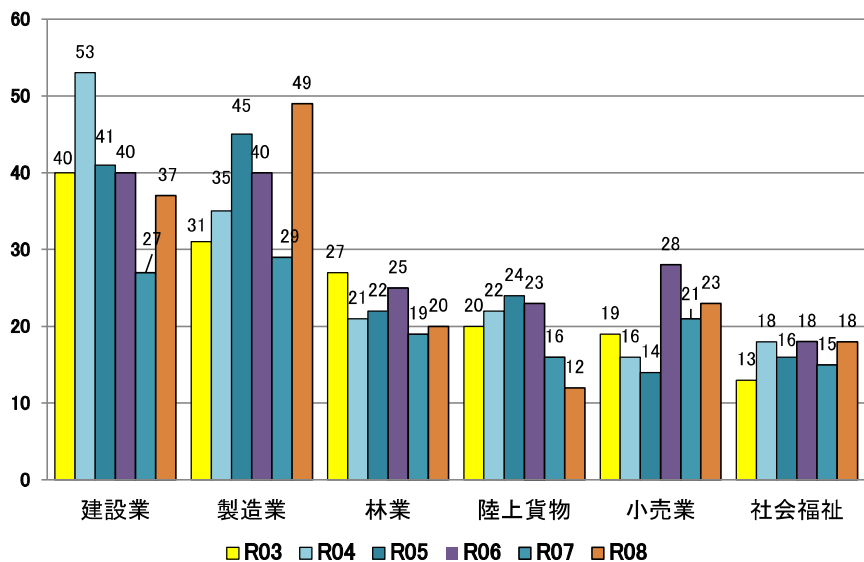
ポイント

- 対前年同期比で、製造業、建設業の増加幅が大きい。
前年同期比で、製造業では「転倒」、「切れ・ごすれ」、「動作の反動・無理な動作」（ともに3件増）、建設業では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」（ともに3件増）が増加している。
- 死亡災害については、1月に製造業、2月に第3次産業（小売業）で発生。（前年同期比：1件減）

全産業の動向



重点業種の動向



令和7年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) 確定



業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減
全産業合計	(5) 975	(1) 1042	-67 (5)	618	664	-46	146	142	4	102 (1)	128	-26	109	108	1
食品製造業	41	31	10	17	19	-2	8	3	5	13	6	7	3	3	0
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	0	4	-4	0	1	-1	0	2	-2	0	1	-1	0	0	0
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	12	17	-5	6	4	2	6	11	-5	0	2	-2	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	9	17	-8	7	9	-2	1	7	-6	0	0	0	1	1	0
窯業土石製造業	11	11	0	2	2	0	3	6	-3	0	1	-1	6	2	4
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	17	24	-7	13	16	-3	1	5	-4	0	0	0	3	3	0
一般機械器具製造業	16	10	6	14	10	4	0	0	0	1	0	1	1	0	1
電気機械器具製造業	2	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
造船業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
上記以外の製造業	24	25	-1	19	15	4	2	2	0	2	1	1	1	7	-6
小計	135	144	-9	81	79	2	22	37	-15	17	12	5	15	16	-1
業	2	3	-1	1	0	1	1	3	-2	0	0	0	0	0	0
土木事業	(2) 60	66	-6 (2)	22	26	-4	11	12	-1	11	12	-1	16	16	0
建築事業	58	52	6	44	31	13	7	7	0	3	8	-5	4	6	-2
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	11	8	3	10	5	5	1	1	0	0	1	-1	0	1	-1
木造家屋建築工事業	13	17	-4	8	6	2	2	2	0	2	5	-3	1	4	-3
上記以外の建築工事業	34	27	7	26	20	6	4	4	0	1	2	-1	3	1	2
その他の建設業	(1) 20	9	11 (1)	12	5	7	2	4	-2	4	0	4	2	0	2
小計	(3) 138	127	11 (3)	78	62	16	20	23	-3	18	20	-2	22	22	0
運輸業	77	76	1	62	60	2	11	10	1	2	5	-3	2	1	1
道路貨物運送業	70	67	3	55	53	2	11	9	2	2	4	-2	2	1	1
陸上貨物取扱業	3	2	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0
小計	83	78	5	65	62	3	14	10	4	2	5	-3	2	1	1
林業	(1) 42	51	-9 (1)	10	18	-8	19	16	3	11	9	2	2	8	-6
その他の林業	20	16	4	1	3	-2	8	5	3	7	5	2	4	3	1
小計	(1) 62	67	-5 (1)	11	21	-10	27	21	6	18	14	4	6	11	-5
水産業	11	14	-3	0	0	0	0	2	-2	8	8	0	3	4	-1
商業	160 (1)	133	27	111	92	19	19	13	6	13 (1)	18	-5	17	10	7
金融広告業	7	3	4	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
保健衛生業	174	287	-113	115	222	-107	25	11	14	9	31	-22	25	23	2
接客娯楽業	59	47	12	39	31	8	8	6	2	4	4	0	8	6	2
清掃業・と畜業	43	38	5	34	30	4	3	1	2	5	5	0	1	2	-1
ビルメンテナンス業	16	18	-2	14	18	-4	0	0	0	1	0	1	1	0	1
上記以外の事業	(1) 78	72	6 (1)	60	48	12	6	6	0	7	11	-4	5	7	-2
小計	(1) 521 (1)	580	-59 (1)	366	425	-59	61	37	24	38 (1)	69	-31	56	49	7
その他	23	29	-6	16	15	1	1	9	-8	1	0	1	5	5	0

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他(5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和7年死亡災害発生状況

確定



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和7年	0	3	0	1	0	1	0	5
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
増減	±0	+3	±0	+1	±0	±0	±0	+4

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46歳 男	激突 その他の建設機械等	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、ブレードが橋桁の段差に激突し、衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第3次産業 (その他)	52歳 男	交通事故 乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4.8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79歳 男	墜落・転落 階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状況で発見された。(転落した痕跡があり、頭部より出血が認められ、搬送された病院にて治療中であったが死亡した。)
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62歳 男	墜落・転落 地山・岩石	災害復旧工事のため、ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとが突然崩落し、車両系建設機械とともに約5メートル転落した。
5	高知	7.12.15 15:00	林業 (木材伐出業)	63歳 男	激突され 機械集材装置	機械集材装置を用いて集材作業中、土場に停止させた反動で偏心木（雑木）が回転し、誘導中の被災者の顔面に激突した。

注：調査中のもの等を含む。

令和8年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)の死傷災害) [令和8年4月末現在 速報]



業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減
全産業合計	(2) 238 (3) 195	43 (2) 140 (3) 110	30	43	32	11	26	25	1	29	28	1			
食品製造業	13	13	0	5	3	2	1	4	-3	5	4	1	2	2	0
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	5	1	4	0	1	-1	5	0	5	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	3	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
窯業土石製造業	6	2	4	4	0	4	1	1	0	0	0	0	1	1	0
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	(1) 5	3	2 (1) 4	2	2	2	0	1	-1	0	0	0	1	0	1
一般機械器具製造業	9	3	6	6	3	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
電気機械器具製造業	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
造船業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の製造業	5	7	-2	5	6	-1	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
小計	(1) 49	29	20 (1) 27	15	12	3	9	6	3	5	1	7	3	4	4
業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木事業	18 (1) 11	7	3	6 (1) 3	7	3	8	1	7	2	3	-1	2	4	-2
建築工事業	11	12	-1	4	10	-6	2	0	2	1	2	1	2	1	1
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1	3	-2	1	3	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木造家屋建築工事業	2	3	-1	0	2	-2	0	0	0	2	0	2	0	1	-1
上記以外の建築工事業	8	6	2	3	5	-2	2	0	2	1	1	0	2	0	2
その他の建設業	8 (1) 4	4	4	6 (1) 3	3	3	0	0	0	1	1	0	1	0	1
小計	37 (2) 27	10	16 (2) 16	16 (2) 10	16 (2) 10	6	10	1	9	5	1	5	5	0	0
運輸交通業	18	17	1	15	13	2	2	1	1	1	0	0	0	2	-2
道路貨物運送業	12	16	-4	10	12	-2	1	1	0	1	1	0	0	2	-2
陸上貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0
小計	18	18	0	15	13	2	2	2	0	1	1	0	0	2	-2
木材伐出業	14	9	5	5	1	4	3	8	-5	4	0	4	2	0	2
その他の林業	6	10	-4	0	0	0	3	2	1	1	6	-5	2	2	0
小計	20	19	1	5	1	4	6	10	-4	5	6	-1	4	2	2
水産業	1	2	-1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	-1
商業	(1) 28	30	-2 (1) 19	20	3	3	3	0	3	1	3	-2	5	7	-2
金融広告業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	39	37	2	21	22	-1	9	9	0	4	1	3	5	5	0
接客娯楽業	16	14	2	13	8	5	0	1	-1	1	3	-2	2	2	0
清掃業・と畜業	10	4	6	9	3	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ビルメンテナンス業	6	1	5	6	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の事業	13 (1) 9	4	4	11 (1) 7	4	4	1	1	0	0	0	0	1	1	0
小計	(1) 107 (1) 95	12 (1) 61	13	14	12	2	14	12	2	6	7	-1	13	15	-2
その他	5	5	0	2	4	-2	2	1	1	1	0	1	0	0	0

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和8年死亡災害発生状況

(令和8年4月末現在)



業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和8年	1	0	0	0	0	1	0	2
令和7年	0	2	0	0	0	1	0	3
増減	+1	-2	±0	±0	±0	±0	±0	-1

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	8.1.26 11:20	製造業 (その他の 金属製品製造業)	28歳 男	飛来・落下 玉掛用具	圧力タンク（円筒型金属製、重さ約2.8トン）を玉掛けし、クローラークレーンで巻き上げ移動中、玉掛けワイヤロープが切断して圧力タンクが落下し被災した。
2	高知	8.2.26 0:53	小売業 (新聞販売業)	72歳 女	交通事故 トラック	見通しの良い国道交差点内において、南進する被災者運転の軽貨物車と、東進する軽乗用車が衝突し被災した。

注：調査中のもの等を含む。